

## 施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分に関する事務手続要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年12月24日条例第51号。以下「条例」という。）に基づく、施設搬入の承認を受けた事業者に対する不利益処分の事務処理に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）及び川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号）に基づき必要な事項を定め、もって不利益処分の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

#### (不利益処分の内容)

第2条 第1条に規定する不利益処分は、条例第27条の規定に基づく受入拒否に関することとする。

#### (不利益処分の基準)

第3条 不利益処分の処分基準は、別に定める事業系一般廃棄物（焼却対象物）の施設搬入に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第18条による。

### 第2章 予定される不利益処分内容の決定

#### (予定される不利益処分内容の検討)

第4条 不利益処分を行う場合は、「施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分検討委員会設置要綱」に定める検討委員会（以下「不利益処分検討委員会」という。）を開催し、予定される不利益処分の内容を検討する。

2 行政手続法第13条第2項の規定に基づき聴聞を行わない場合は、前項の規定を適用しない。

#### (予定される不利益処分内容の決定)

第5条 前条の規定により検討した予定される不利益処分の内容の決定は、環境局長の決裁をもって決定するものとする。

2 前項の規定は、環境局長が判断した場合は、この限りではない。

### 第3章 弁明の機会の付与

#### (弁明の機会の付与の通知)

第6条 不利益処分をしようとする場合には、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、弁明書の提出期限及び場所等を記載した弁明の機会の付与通知書を弁明書の提出期限の2週間前までに、不利益処分の名あて人となるべき者に通知を行うものとする。

#### (弁明の機会付与の公示)

第7条 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合は、弁明の機会付与

通知を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

- 2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

#### 第4章 不利益処分内容の決定

(不利益処分内容の検討)

第8条 行政手続法第29条に規定する弁明書及び口頭による弁明に基づき、不利益処分検討委員会を開催し、不利益処分の内容を検討する。

- 2 第4条第2項に基づき不利益処分内容を検討する場合は、不利益処分検討委員会の開催を省略することができる。その場合は、各委員の決裁をもって不利益処分検討委員会の開催に替えるものとする。

(不利益処分の決定)

第9条 前条において検討した処分内容の決定は、環境局長の決裁をもって決定するものとする。

- 2 前項の規定は、環境局長が判断した場合は、この限りではない。

(被処分者への通知)

第10条 取扱要綱第19条4項に基づき通知する。

#### 第5章 雑則

(関係機関への通知)

第11条 不利益処分を行った場合は、処理センター、廃棄物指導課、減量推進課及び庶務課等関係課に対して通知するものとする。

(協議)

第12条 この要綱に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年12月26日から施行する。